

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成21年8月は12万6,000円、同年9月から22年2月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月21日から22年3月25日まで

A社の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額と「ねんきん定期便」に記載されている保険料額が相違しているため、標準報酬月額の記録を給与からの保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び事業主が提出した給与明細書、B公共職業安定所が保管する雇用保険被保険者離職票、C市が保管する確定申告書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成21年8月は12万6,000円、同年9月から22年2月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が届け出られていることが確認できることから、事業主は給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成 2 年 6 月までの期間及び 9 年 4 月から 12 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月から平成 2 年 6 月まで
② 平成 9 年 4 月から 12 年 3 月まで

申立期間①については、私が昭和 63 年 10 月に A 社に入社したところ、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員は国民年金に加入していたので、私も入社と同時に国民年金に加入し、平成 2 年 7 月に同社が適用事業所となるまで国民年金保険料を納付した。

申立期間②については、平成 9 年 4 月に、同社の経営が困難となったため厚生年金保険の適用事業所ではなくなったので、再び国民年金に加入し、12 年 3 月に退職するまで保険料を納付した。

いずれの期間も保険料は、指定の振込用紙を用いて、毎月納付していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間①は未納とされ、申立期間②は未納及び申請免除とされているので、保険料を納付していたものと記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の記号番号は、昭和 59 年 10 月頃に払い出されていることが確認できるものの、オンライン記録により、平成 10 年 4 月 30 日に、当該期間が未納期間として追加入力処理されていることが確認できることから、当該期間は当時、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書が発行されることはなかったと考えられる。

また、申立人は、「A 社に入社した当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員全員が国民年金に加入していると言われたので、私も国

民年金に加入した。」と供述しているが、申立人は国民年金の再加入手続に関する記憶が定かではなく、申立期間①当時の、同社における事業主及び従業員の計 14 人について、国民年金への加入状況を確認したところ、6 人が未加入であるなど、申立人の供述とは一致しない上、当時の従業員として申立人が名前を挙げた者に、申立人の了承を得て申立期間①当時のことを聴取したが、申立人が保険料を納付していたことまでは分からないと供述している。

2 申立期間②については、申立人は、「毎月、指定の振込用紙を用いて、郵便局で国民年金保険料を納付していた。保険料の免除手続は、平成 12 年 3 月末に A 社を退職した後に行った。」と供述しているが、オンライン記録により、申立期間②のうち、平成 10 年 3 月から 12 年 3 月までの免除期間については、10 年 4 月 15 日及び 11 年 5 月 17 日に申請を行い、承認されていることが確認できる上、国民年金被保険者名簿においても同期間の免除記録が確認でき、当該記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は国民年金の再加入手続や納付した保険料額について具体的に記憶しておらず、前述の従業員とする者も、申立期間②に係る保険料納付までは分からないと供述している。

さらに、申立期間②は、オンラインシステム導入後の期間であり、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られていることから、3 年にわたって、記録漏れや記録誤り等が発生する可能性は低いものと考えられる。

3 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私の A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間は平成 5 年 9 月 1 日から 6 年 2 月 17 日までの期間となっているが、4 年 12 月 31 日に前社を退社してから 8 か月間も就職活動をしていたとは考えられない。A 社を退職した後、雇用保険の失業等給付を受給したことを憶えているので、少なくとも 6 か月間は同社に勤務していたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間の一部を含む平成 5 年 7 月 19 日から 6 年 2 月 10 日までの期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主は、「当社は既に廃業しており、当時の資料は無く、申立人の在籍期間、社会保険への加入手続等については分からない。」と回答している。

また、オンライン記録において申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当時の社会保険事務担当者は、「雇用保険には入社後すぐに加入させていたと思うが、厚生年金保険への加入手続は、入社してもすぐに退職する従業員が多かったので、1 か月から数か月の間、様子を見て行っており、加入時期はまちまちだった。」と供述していること、及び申立人と同日の平成 5 年 9 月 1 日に申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、雇用保険の被保険者記録が確認できる 8 人については、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録が一致していないことが確認できることから判断すると、申立期間当時、申立事業所は、従業員全員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4522（事案 390 及び 1466 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 11 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 3 月 10 日から 41 年 12 月 21 日まで

国の記録では、昭和 33 年 8 月から 41 年 12 月にかけて勤務した A 社、B 社及び C 社（現在は、D 社 E 事業所）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

当時は社会保険事務所（当時）の場所も知らず、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した事実も無く、納得できないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしいとの申立てを過去に 2 回、年金記録確認第三者委員会に行ったが、いずれも申立期間に係る脱退手当金の支給記録の訂正は認められなかった。

今回、私が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを証言してくれる同僚等の証明書を提出するので、再度調査の上、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた C 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険資格喪失日前後 1 年以内に資格喪失している 29 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、25 人について資格喪失後約 1 か月から 6 か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、申立人についても事業主による代理請求がなされたのではないかと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、C 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 3 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこ

などを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、上記の通知に納得できないことから、再度調査してほしいとして再申立てを行っているが、C社に勤務していた申立人の同僚 7 人に聴取したところ、一人は、「申立人と一緒に勤務した記憶がある。当時、勤務期間が短い人は、勤務した期間の厚生年金保険について、一時金として清算するしかないと言われ、当然に脱退手当金を受給していた記憶がある。」、残りの 6 人は、「申立人に係る記憶は無いものの、当時、女性の多くが脱退手当金を受給していた記憶がある。」と供述していることから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同僚等の証明書を提出し、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを主張しているが、当該同僚等は、申立人がC社に勤務していたことは明確に記憶しているものの、脱退手当金に係る受給の有無については記憶していないため、当該同僚等の証明書をもって、申立人が脱退手当金を受給していないことを確認することはできず、申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張及び今回の申立て時に提出された資料は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

A市B課に臨時職員として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間当時に医療機関を受診した際、健康保険被保険者証を使用した記憶があり、申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA市から提出された昭和 49 年度臨時職員名簿により、申立人が申立期間において申立事業所に臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A市から提出された資料によれば、臨時職員に係る厚生年金保険への加入手続は、平成 7 年 4 月 1 日から開始した旨の記載が確認できる上、同市は、「申立期間当時、臨時職員を厚生年金保険に加入させる取扱いはなく、同保険に加入させるようになったのは平成 7 年 4 月 1 日以降である。ただし、健康保険については、臨時職員として採用された時点から、希望者のみをA市職員健康保険組合に加入させていた。」と回答している。

また、適用事業所名簿によれば、A市（C室）は、昭和 49 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までは、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、平成 7 年 4 月以前にA市に臨時職員として勤務していた者のうち、二人について聴取したところ、いずれも前述のA市の回答と符合する供述をしており、それぞれが勤務していた期間において、厚生年金保険に加入していなかった旨の供述をしている。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。